

一定規模の建物の解体・改修には 石綿含有建材の事前調査と届出を！

石綿障害予防規則が改正され、令和3年4月1日から適用！（※）

※事前調査者要件はR5.10.1から、電子システム報告はR4.4.1から。

石綿等が使用されている建築物の老朽化による解体等の工事が今後も増加することが予想されることから、今般、石綿障害予防規則（以下「石綿則」といいます。）を改正し、次のとおり、より一層の石綿ばく露防止対策の充実を図ることとなりました。



1 事前調査の充実・強化

○ 建築物、工作物及び船舶の解体改修作業を行うにあたっては、全ての建材に対して、**文書と目視による事前調査を必ず実施しなければなりません。**
なお、平成18年9月1日以降に着工した建築物等については、当該事実を設計図書等で確認することで事前調査を行ったものとみなすことができます。

また、木材、金属、ガラスなど石綿が使用されていないことが明らかな材料の除去（周囲の材料を損傷しない場合に限る）や、対象物に石綿が飛散する可能性がほとんどないと考えられる極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業（釘を打つ、抜く程度の作業を指す。**電動工具による穴あけは事前調査が必要。**）などについては解体改修に該当せず、事前調査は必要ありません。

○ 令和5年10月1日以降に解体改修工事を行う建築物については、「特定建築物石綿含有建材調査者講習」、「一般建築物石綿含有建材調査者講習」または「一戸建て等石綿含有建材調査者講習（一戸建て住宅または共同住宅の住戸の内部に関する事前調査に限る）」を修了した者による事前調査でなければなりません。

○ 事前調査結果は現場に備え付けるほか、3年間の保存が必要です。

2 解体・改修工事開始前の届出

○ 令和4年4月1以降に、以下の基準に該当する工事は、石綿含有の有無に関わりなく、電子システムにより、あらかじめ**労働基準監督署に届出が必要**です。

- ・解体工事部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事
 - ・請負金額が100万円以上である特定の工作物（※）の解体工事
 - ・請負金額が100万円以上である建築物又は特定の工作物（※）の改修工事
- ※ 特定の工作物とは、反応槽、加熱炉、ボイラー・圧力容器、配管設備、焼却設備、煙突など、石綿等が使用されている可能性が高い工作物を指します。

○ これまでレベル1建材を含む工事のみ計画届を14日前までに労働基準監督署へ届け出ることとされていましたが、レベル2建材を含む工事も計画届の作成・提出対象となります。

- レベル1：【発じん性が著しく高い】石綿含有吹付け材（石綿含有仕上げ塗材は除く）
- レベル2：【発じん性が高い】石綿含有耐火被覆材・石綿含有断熱材・石綿含有保温材
- レベル3：【発じん性が比較的低い】石綿含有成形板、その他石綿含有建材

対象



3 隔離作業に関する措置等

- 石綿除去に係る隔離を解く際には、当該作業で除去を行った吹付け石綿等について、資格者（石綿作業主任者、建築物に限り①の事前調査資格者。）が、石綿等の除去が完了したことを目視により確認しなければ隔離を解いてはなりません。
- 隔離に使用する集じん・排気装置については、初めて作業を行う場合の作業開始後の点検に加え、設置場所を変更した場合その他集じん・排気装置に何らかの変更を加えた場合に、デジタル粉じん計等を用いて排気口からの石綿の漏えいの有無を点検しなければなりません。また、作業を中断したときは、スモークテスターやマノメーター等により前室が負圧に保たれているかを点検しなければなりません。
- 石綿含有仕上げ塗材をグラインダー等の電動工具を用いて除去する作業については、湿潤な状態にすることに加えて、作業場所を隔離（負圧不要）しなければなりません。
- 石綿等を湿潤な状態にすることが著しく困難な場合は、除じん性能を要する電動工具を用いる等、石綿の発散を抑制する措置を講じるよう努めなければなりません。

4 作業従事労働者の作業記録／作業計画による作業の記録

- 40年間の保存が義務付けられている作業従事労働者ごとの作業の記録について、①の事前調査結果と作業の実施状況（文章等による簡潔な記載でよい）も保存することが義務付けられます。
- 石綿が使用されている建築物、工作物の解体改修作業を、作業計画に沿って行わせたことについて、写真等により記録を作成し、作業終了から3年間の保存することが義務付けられます。

5 建築物石綿含有建材調査者講習について

- 平成25年より国土交通省が定めた制度（旧制度）また、平成30年10月より国土交通省・厚生労働省・環境省が定めた制度（新制度）による講習です。
 - 講習には「**特定建築物**石綿含有建材調査者講習」と「**一般建築物**石綿含有建材調査者講習」及び「**一戸建て等**石綿含有建材調査者講習」の3種類があります。
なお、一戸建て等石綿含有建材調査者が調査対象とできるのは、一戸建て住宅または共同住宅の住戸の内部に関する工事に限られます。
 - 建築物石綿含有建材調査者講習実施機関は、厚生労働省webサイトの関係ページをご覧ください。→
- また、いくつかの県内の機関も、講習実施機関として登録申請準備中です。追って、静岡労働局ホームページでご案内します。



「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」（環境省webサイト）も参考にしてください。

お問い合わせは… 最寄りの労働基準監督署 安全衛生担当 または
静岡労働局 労働基準部 健康安全課 まで

